

制定 平成21年10月28日中国運輸局公示第108号

改正 平成26年 2月27日中国運輸局公示第101号

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の最高乗務距離の指定地域及び
最高限度について

旅客自動車運送事業運輸規則第22条第1項の規定による地域及び第2項の規定による乗務距離の最高限度を下記のとおり定めたので公示する。

平成21年10月28日

中国運輸局長 原 克彦

記

1. 指定地域

広島交通圏

(広島市(平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く)、廿日市市(平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く)、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町)

2. 乗務距離の最高限度

(1) 隔日勤務運転者 350km

(2) 日勤勤務運転者 260km

ただし、高速自動車国道及び有料の自動車専用道路(高速自動車国道とは、高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道をいい、自動車専用道路とは、道路法第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下「高速自動車国道等」という。)を利用した場合には、その距離を控除することとする。

なお、その場合には、高速自動車国道等の路線名、走行した区間、走行距離、走行した時刻、料金を乗務記録に記録すること。

附 則（平成21年10月28日 中国運輸局公示第108号）

1. この公示は、平成21年11月1日から適用する。
2. 乗務距離の最高限度は、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年12月3日国土交通省告示第1675号）に基づく隔日勤務運転者及び日勤勤務運転者について適用する。

附 則（平成26年 2月27日 中国運輸局公示第101号）

この公示は、平成26年 3月 1日から適用する。